

簿名者業從

考  
備

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の番号を記入すること。

2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。

3 一時的に業務に從事する者についても記載すること。

4 記載するべき事項が発生した場合には、2箇間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、専用紙に記入する。